

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成25年4月25日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年4月25日(木曜日)

午後3時0分開議

午後5時5分閉会

本日の会議に付した事件

平成25年度主要事業等説明

報告事項

- ① 国営川辺川土地改良事業(利水事業)について
- ② 国営大野川上流土地改良事業(大蘇ダム)について

出席委員(8人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 緒方勇二
- 委員 村上寅美
- 委員 前川 收
- 委員 吉永和世
- 委員 西 聖一
- 委員 早田 順一
- 委員 泉 広幸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本 茂
- 政策審議監 豊田 祐一
- 経営局長 濱田 義之
- 生産局長 渡辺 弘道
- 農村振興局長 大石 二郎
- 森林局長 岡部 清志
- 水産局長 鎌賀 泰文
- 農林水産政策課長 田中 純二
- 団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

- 農地・農業振興課長 船越 宏樹
- 担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎
- 流通企画課長 西山 英樹
- むらづくり課長 潮崎 昭二
- 農業技術課長 松尾 栄喜
- 農産課長 山中 典和
- 園芸課長 古場 潤一
- 畜産課長 矢野 利彦
- 首席審議員兼農村計画課長 荻野 憲一
- 技術管理課長 緒方 秀一
- 農地整備課長 小柳 倫太郎
- 森林整備課長 長崎屋 圭太
- 林業振興課長 小宮 康
- 森林保全課長 本田 良三
- 水産振興課長 平岡 政宏
- 漁港漁場整備課長 原田 高臣
- 全国豊
- かな海づくり大会推進課長 平山 泉
- 農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

- 議事課課長補佐 松尾 伸明
- 政務調査課課長補佐 板橋 徳明

午後3時0分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの3月議会におきまして委員長に選任された田代でございます。今後1年間、緒方副委員長ともども、誠心誠意円滑な委員会運営のために努力をしまいたいと思っておりますので、委員各位におかれましては御指

導・御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

なおまた、執行部におかれましては、農林水産部長を初めいろいろと皆様方からの御協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、一言御挨拶とさせていただきます。お世話になります。

続いて、緒方副委員長から御挨拶をお願いします。

○緒方勇二副委員長 さきの3月の委員会で副委員長に選任いただきました緒方でございます。何分浅学非才であります。1年間田代委員長のもとに補佐をして、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。委員各位におかれましては、執行部の皆さん方におかれましては、どうぞ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、梅本農林水産部長から順次お願いします。

（農林水産部長、農業研究センター所長  
～全国豊かな海づくり大会推進課長の  
順に自己紹介）

○田代国広委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度主要事業等説明に入ります。

執行部から資料に従い説明をお願いしますが、説明は効率よく進めるために、着座のま

ま簡潔をお願いします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 それでは、初めに、田代委員長、緒方副委員長を初め各委員の皆様方には、この1年間大変お世話になります。何とぞよろしく御指導賜りますようお願いいたします。

それでは、平成25年度の農林水産部主要事業及び新規事業について御説明を申し上げます。

平成25年度予算でございますけれども、一般会計602億6,000万円余、特別会計7億6,000万円余、総額610億3,000万円余となっております。

昨年度は、7月の熊本広域大水害の発生、3月には新政権でのTPP交渉参加表明など、今後の本県農林水産業に大きな影響を与える出来事がございました。

このような中、県といたしましては、攻めの姿勢で、創造的に農業・林業・水産業の可能性に挑戦しながら、稼げる農林水産業の実現のため、国の緊急経済対策も十分に活用させていただきながら、施策をさらに前進・加速させていきたいと考えております。

また、昨年7月に発生いたしました熊本広域大水害の復旧・復興については、農林漁家の経営の安定化や安心した暮らしを実現するため、迅速かつ着実に推進してまいります。

まず、農業関係では、品質や商品力の向上による販売価格の上昇、産地再編による生産量や出荷量の確保、産地全体でのコスト削減を進め、農業所得の最大化を図るとともに、圃場整備や農業水利施設の長寿命化対策など、生産基盤の整備に取り組んでまいります。

また、農地の集積を加速化させるため、県が指定する重点地区への支援等を強力に推進

するとともに、新規就農支援や「くまもと農業アカデミー」などにより、担い手に対する総合的かつ切れ目のないサポートに努めてまいります。

次に、林業関係でございますけれども、森林経営計画の作成を促進し施業の集約化を図るとともに、低コストで木材が安定供給できる体制を整備してまいります。また、県産木材の利活用の最大化を図ります。

公共建築物・住宅への県産木材の活用を推進するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用など、新たな需要の開拓も進めてまいります。

次に、水産業関係では、資源管理型漁業の取り組みや、漁場生産力向上のための漁場造成などを推進してまいります。

また、本県水産業の柱である養殖業においては、セーフティーネットへの加入促進や、世界的に有名なクマモト・オイスターの量産技術の確立を目指してまいります。

さらには、10月に開催いたします第33回全国豊かな海づくり大会を通じ、本県の特徴ある水産業の魅力と水俣の海の再生を全国に発信してまいります。

これらの取り組みに加えまして、「くまもとの赤」の取り組みなどのブランド戦略や、成長著しいアジアの成長をいち早く取り込むため、県の海外事務所と連携を図り、積極的に「くまもと」をPRするとともに、販路の開拓を進めてまいります。

また、6次産業化や林建連携など新たな分野との連携、農業への企業参入の支援、また未来型農林水産業を目指した新技術の活用に取り組んでまいります。

加えて、県南地域でのフードバレー構想の実現や再生可能エネルギーの活用など、地域資源を生かした施策を展開してまいります。

さらには、農山漁村の持つ多面的機能、これを最大限に活用した施策を展開することで、熊本をより豊かで品格のある「みどりの

田園文化圏」へと発展させてまいりたいと考えております。

具体的な施策や事業の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他報告事項といたしまして2件を予定しております。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、昨日と本日の新聞に、熊本県内の漁業協同組合の組合員資格審査に関する報道がなされておりますが、今後、組合長へのヒアリングを含む実態調査を5月中に終了させる考えでございます。法に則して適切に対応してまいります。よろしくお願いたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

1ページ目、農林水産部の機構図をつけております。5局15課体制となっております。

2ページをお願いいたします。

各課の担当事務の概略を示しております。

3ページをお願いいたします。

平成25年度当初予算総括表でございます。

本年度予算額(A)のところでございますけど、一番下の欄でございます。農林水産の関係の予算は、総額で610億円余となっております。

4ページをお願いいたします。

4ページは、平成25年度農林水産部予算の主な施策について15ページまでございます。

1の平成25年度の施策の方向性でございますが、大きく3つ示しております。1つ目が、稼げる農林水産業の実現、2つ目が農山漁村の活性化、3つ目が熊本広域大水害からの復旧・復興でございます。

個別の説明は省略させていただきます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

16ページは、農林水産政策課の主要事業及び新規事業でございます。

まず、くまもと「赤」のブランド推進事業でございます。赤でイメージされる県産農林水産物を、くまもと「赤」ブランドとして全国に発信し、県内外での認知度向上に取り組むものでございます。

17ページをお願いいたします。

上段でございます。県産農林水産物を使った「おやつ」プロジェクト推進事業でございます。子供たちが県産物を使ったおやつを食べる環境を整え、消費拡大や地産地消に取り組むものでございます。

同じページの下段でございます。世界農業遺産推進事業でございます。

阿蘇地域の世界農業遺産認定を促進するとともに、認定を契機として、これを活用して阿蘇地域の振興と草原の再生維持に取り組むものでございます。

18ページをお願いいたします。

農業研究センターの試験研究費でございます。

生産現場の課題解決と消費・流通などのニーズに対応した農産物づくりを推進するため、くまもと農業を拓く研究開発事業、安全な農産物の生産技術高度化事業などに取り組みます。

19ページをお願いいたします。

林業研究指導所の試験研究費でございます。

県産材の需要拡大に向けた木材の加工利用に係る技術開発等に取り組んでまいります。また、新たに、丸太・製材の付加価値を高めるための研究に取り組んでまいります。

20ページをお願いいたします。

水産研究センターの試験研究費でございます。

くまもと・オイスターの優良系統選抜に取

り組むとともに、新たに食用藻類の増養殖技術開発に取り組みます。また、有明海・八代海の海域環境調査、赤潮被害低減に向けた研究等に取り組みます。

農林水産政策課については、以上でございます。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

21ページをお願いします。

農林水産業関係団体指導・検査でございます。

説明欄に記載しておりますが、農林水産業にかかわります団体の業務の健全で適正な運営を支援するもので、関係法令に基づき検査、指導等を実施するものです。

冒頭、部長が御報告申し上げましたが、漁協によります組合員の適正な資格審査の実施につきましては、現在実施しております組合長へのヒアリングを含みます漁協の実態調査を5月中に終了させ、その結果に基づきまして資格審査が適正に行われていない場合におきましては、水産業協同組合法に則して適切に対応してまいります。

1枚おめくりいただきまして、22ページをお願いいたします。

養殖業等セーフティネット支援事業でございます。

これは、本年度の新規事業でございます。適切な資源管理と漁業経営の安定を図るため、その必要条件であります漁業共済の加入率向上を図ることによりまして、漁業者のセーフティネットの構築を目的とするものでございます。

補助内容は、共済掛金に対します国の追加補助に対しまして、その10%に相当する額を市町と連携して上乗せ補助を行うものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

漁協経営強化対策事業でございます。

本事業は、漁協の経営基盤と運営力を強化することによりまして、県内水産業の振興を図ることを目的としたものでございます。

中ほどの2の事業内容の(2)の②のア)でございますが、経営再建漁協緊急支援につきましては、四角新と書いておりますが、新規事業でございます。経営改善が必要と認められる漁協が、財務会計の専門家等に経営状況の分析や経営改善の進捗管理等を委託する場合に必要な経費を補助するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金でございます。

制度資金は、農林水産業者が経営改善や経営の維持・安定を図るために必要な資金需要に応えるため、長期かつ低利な制度資金を融通するものでございます。

今年度は、配合飼料価格の高騰等に対応いたしました負債の借りかえ資金であります畜産経営改善緊急支援資金や、林業者等が間伐材利用促進のために借り入れた資金に対する利子助成を、新たに行うことといたしております。

25ページから次の26ページにかけまして、制度資金一覧を掲げております。

27ページをお願いいたします。

漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業でございます。

本事業は、漁業信用基金協会の財務基盤を強化することによりまして、漁業者への資金の融通を円滑にするために、市町と連携して財政支援を行うものでございます。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

28ページをお願いします。

農地集積加速化事業でございます。

昨年に引き続きまして、一応全県的な運動として取り組んでいきます。コスト削減によりまして稼げる農業を確立するために、県農業公社の機能強化、それと重点地区の設定、それと集積の度合いに応じまして県独自の交付金を交付してまいります。

中段の④でございますが、人・農地プラン策定支援事業でございますのは国の補助事業でございます。一応全県下にわたりまして現在進めております人・農地プラン策定支援でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

耕作放棄地の解消緊急対策事業でございます。

単県でございます。平成20年度から4カ年で大体800ヘクタール程度解消してまいりました。引き続きまして、耕作放棄地を農地に戻した場合に対する助成でございます。

それと、この中の新規事業でございますが、新しく、既に森林・原野化しましてもはや復元が不可能と見込まれます耕作放棄地につきましては、いろんな形で農地以外の使い道を考えるということで、農業委員会の非農地化の取り組みを支援していきます。

次の30ページをお願いします。

30ページは、みんなで取り組む耕作放棄地活用事業でございます。

耕作放棄地などを活用しまして、例えば小中学生とか高校生等が活用しまして、教育とか福祉に生かす取り組みでございますとか、菜の花とかヒマワリ、レンゲなどにより景観づくりに取り組む団体等に対する助成でございます。

続きまして、31ページをお願いします。

31ページ、農地流動化推進事業でございます。

農地の売買とか貸借の仲介を行います県の農業公社でございますとか、JAの活動を積極的に支援する事業でございます。

以上が農地・農業振興課でございます。よろしく願います。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は32ページをお願いいたします。

担い手育成緊急支援事業でございます。

本事業は、本県農業の担い手であります認定農業者、地域営農組織を確保し、その経営を支援していこうというものでございます。

事業内容は、説明欄の2にありますとおり、担い手育成総合支援協議会などを通じまして、認定農業者の認定促進や経営改善、地域営農組織の経営強化や法人化などを支援するものであります。

続いて、33ページをお願いいたします。

地域を引っ張るリーダー育成事業でございます。

本事業は、農地集積の受け皿となります地域営農組織等のリーダーを育成していこうというものでございます。

事業内容としましては、地域のリーダー候補の方々を対象としたセミナーの開催のほか、組織設立、法人設立に向けた税理士や司法書士による実務指導など、リーダーの資質向上とともに取り組んでまいります。

1枚めくっていただいて、34ページをお願いいたします。

経営体育成支援事業でございます。

本事業につきましては、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の主体的な経営展開を支援するものでして、中心経営体等が融資等を受けて農業用機械などを導入する際に、その融資残につきまして国からの補助金を交付するという事業でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

がんばる農業人集結育成事業でございます。

本事業は、昨年度までのがんばる新農業人

支援事業を組みかえたものでございますが、新たな担い手の育成確保に向けまして、就農相談、研修、独立、定着などの各段階に応じた切れ目のないサポート体制を構築しますとともに、就農を希望された方に対して情報を発信していこうというものでございます。

事業内容につきましては、農業大学校や地域振興局が行います県の推進事業のほか、農業公社が担っております新規就農支援センターの機能強化を図る事業などでございます。

1枚めくっていただきまして、36ページをお願いいたします。

青年就農給付金事業でございます。

本事業は、就農前の研修期間2年間と、経営が不安定な就農後5年間、最長で7年間につきまして、給付要件を満たした新規就農者及び予定者に対し、年間150万円の給付金を支給することで、就農意欲の喚起と就農後の定着化を図るという事業でございます。全額国庫によるものでございますが、研修期間中の準備型は県が、就農後の経営開始型は市町村においてこの給付事務を行っております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

地域で育てる新農業人育成総合推進事業でございます。

本事業は、地域の生産組織、NPO法人、JAなどが主体となって新規農業者を育成する仕組みを構築するものでして、先ほどの青年給付金事業の実施に伴いまして、就農機運の高まりを受けて、多様な研修ニーズに対応できる研修機関の整備を進めていくという事業でございます。

めくっていただきまして、38ページをお願いいたします。

くまもと農業経営塾でございます。今年度で4年目を迎えますくまもと農業経営塾につきましては、県内の若手農業者を対象としまして、第一線で活躍する実務者などによる講座を開催する事業であります。本県農業を支

える次代のリーダーを育成するというところで実施しておるものでございます。

39ページをお願いいたします。

くまもと農業アカデミーでございます。

本事業は昨年度から取り組んでおりますが、農業大学校、農業研究センター、県立大学など関係機関が連携しまして、最新の農業知識や農業技術等をテーマに講座を開設し、農業者に能力向上を図る機会を提供するという事業でございます。

本年度からの新たな取り組みとしましては、2の事業内容の(2)に県南農業アカデミー開設というふうに記載しておりますが、県南地域において県南校を開設するということとしております。

めくっていただきまして、40ページをお願いいたします。

農業参入企業支援強化事業でございます。

本事業は、昨年までの企業等農業参入支援事業を組みかえたものでございます。農業参入の意欲を持つ企業等に対しまして、総合的な支援を行うことにより、企業等の農業参入を促進するというものでございます。

事業内容としましては、相談窓口の設置や情報発信、参入時の初期投資への補助などでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

アグリビジネス創出支援事業でございます。

本事業につきましては、昨年度は農林水産業への最先端技術の導入を図るため、農業者のニーズ調査を行いますとともに、企業等にアイデア提案を求めたところでございます。

今年度は、昨年度の企業等からの提案を受けまして、農業者とのマッチングを進めてまいります。その上で、県も参画しましたところで企業とのペーストを組織しまして、最先端事業を取り入れた経営モデルの実証に取り組むことといたしております。

1枚おめくりいただきまして、42ページをお願いいたします。

本年の新規事業であります6次産業化推進・加工施設整備支援事業でございます。

本事業につきましては、2の(1)のとおり、生産者団体等が実施する農林水産業の6次化のための1次加工を行う拠点等の整備と、農業に参入した企業等が行う加工施設等の整備を支援するものでございまして、フードバレー構想を支える事業の一つにしていきたいと考えております。

なお、3の(3)に記載しておりますとおり、事業主体が生産者団体等の場合は補助率2分の1、事業主体が企業の場合は補助率3分の1で、上限5,000万円といたしております。

担い手・企業参入支援課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西山流通企画課長 資料43ページをごらんください。

くまもと農林水産物等ブランド売り込み事業でございます。

大消費地での販路拡大を図るため、農業団体とともに組織いたします協議会が、量販店等の産地研修、あるいは試食宣伝、試験販売等を行う事業でございます。

44ページをお願いいたします。

くまもとの6次産業化総合対策事業でございます。

農家の加工品の開発、販路拡大を進める事業でございます。

くまもと「食」のアドバイザーに御就任いただきました小泉武夫氏の活動によりまして、加工品の磨き上げ——ブラッシュアップや、本年は東京等への進出を考えておりますが、販路拡大等に取り組みます。

それから、45ページをお願いいたします。

田崎市場開場50周年記念事業でございます。

熊本地域の食料流通を中心に支えてきております田崎市場が50周年を迎え、記念式典等の開催に定額で200万円を補助するものでございます。

46ページでございます。

アジアマーケット開発支援拠点設置事業でございます。

本年度からシンガポールを拠点といたしまして、1名の職員を派遣いたしております。既に取り引のある国での販路拡大とともに、新たな国への販路開拓を行います。あわせて、中小企業の海外の展開支援それから観光等の交流促進も行います。

47ページお願いいたします。

くまもとの宝トップセールス事業でございます。

知事が、生産者や農業団体等の応援団として、国内、海外での商談会やフェア等を開設し、セールスプロモーションを実施いたします。

続きまして、48ページお願いいたします。

くまもとのファン拡大活動支援事業でございます。

口コミによります熊本の売り込みを図るため、サポーターの増加やくまもと誘友大使の活動を推進するとともに、産地と消費地の双方向の情報交換を行います。

49ページでございます。

県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業でございます。

輸出に意欲や関心を持つJA、生産者、法人等に対し、輸出アドバイザーの派遣、商談機会の提供などを行うとともに、輸出ノウハウを持つ団体で構成いたしますオール熊本の協議会を組織し、効果的な輸出支援を行います。

50ページでございます。

くまもとの地産地消総合対策事業でございます。

くまもと地産地消推進県民条例の理念にの

っとりまして、地産地消サイトの運営、直売所間の連携推進など地産地消の機運醸成、県産農林水産物の利活用促進を図る事業でございます。

続きまして、51ページでございます。

多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業でございます。

中山間地域の生産物や伝統野菜等の小ロットの作物について推進するために、新たな販路拡大を図るため、低コスト流通システム等を構築する事業でございます。

最後に、52ページの農林水産物等アジアマーケット開拓事業でございます。

これまでの輸出の成果をさらに拡大するために、船便による物流コストの低減、荷痛み、鮮度保持等に係る改善、現地での消費拡大を図る事業でございます。

以上で、流通企画課の説明を終わります。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

53ページをお願いします。

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業です。

中山間地域を中心に、依然として鳥獣被害が大きいことから、専門家による現地指導、展示圃の設置、侵入防止柵の設置などに取り組みます。

これとは別に、平成24年度国の補正予算によって本県に配分されました7億3,000万円の対策費ともあわせまして、地域の要望にしっかり対応してまいります。

54ページをお願いします。

ジビエ利活用緊急促進事業です。

先ほど説明しました鳥獣被害防止対策の一層の推進のため、捕獲したシカやイノシシの肉の消費拡大を図ることとし、ジビエフェアの開催、レシピ資料の作成、解体処理の衛生管理ガイドラインの作成などに取り組みます。

次に、55ページをお願いいたします。

みどりの田園文化圏創造推進事業です。

稼げる農林水産業への挑戦に加え、美しい田園風景や伝統文化を守りながら、元気な農山漁村を目指す新たな事業でございます。

農林水産業や農山漁村が持つ多面性、いわゆる景観や地下水保全、癒やしなどの機能を最大限に生かすため、県民運動を展開しながら、観光、環境、福祉等の分野と連携した活動や、地域資源を活用した産業起こしなどの取り組みを支援してまいります。

56ページをお願いいたします。

美しい農村景観保全活用事業です。

棚田など美しい農村景観を未来に残すため、住民、行政が一体となった美しい里づくりを支援するものです。具体的には、市町村による景観農振計画の策定や景観形成に必要な簡易な整備を支援してまいります。

次に、57ページをお願いいたします。

ふるさと食継承・活用推進事業です。

農山漁村の食文化を伝承する人を「ふるさと食の名人」に認定し、郷土料理の伝承、レシピの作成、伝統食材を活用した新たな料理や加工品の開発などを支援してまいります。

58ページをお願いします。

中山間ふるさと・水と土保全対策事業です。

基金の運用益を活用いたしまして、土地改良施設や農地の有する多面的機能の保全の必要性を広く県民に啓発したり、市民参加の活動を支援するものです。具体的には棚田ツアーや田んぼの学校、都市と農村のマッチングを行う「くまもと農人プロジェクト」などの取り組みを支援してまいります。

次に、59ページをお願いします。

環境保全型農業直接支払事業です。

環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援するものです。

化学肥料や農薬を5割以上低減する取り組みに加えて、有機農業や堆肥の施用、夏場や

冬場における湛水などの取り組みに対し交付金を交付します。

次に、60ページをお願いします。

中山間地域等直接支払事業です。

自然的、経済的条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を行っている農業者の方々に対し、多面的機能を確保するという観点から、直接支払交付金を交付するものです。平成12年度からスタートをし、現在は第3期対策になりますが、耕作放棄地の発生防止に役立つなど、地域にとってはなくてはならない事業となっております。

61ページをお願いします。

農地・水保全管理支払事業です。

地域ぐるみで行う農地、水路などの保全管理を支援するものです。

①の共同活動支援では、のり面の草刈りや水路の泥揚げなど、日常的な管理活動に対して交付金を交付します。

②の向上活動支援では、水路、農道などの補修・更新など、施設の長寿命化を図る活動に対して交付金を交付いたします。

62ページをお願いいたします。

県営中山間地域総合整備事業です。

条件不利な中山間地域を対象に、通常より高い補助率で圃場整備、農業用排水路などの整備を実施しており、本年度は鹿本北部2地区ほか16地区を予定しております。

また、国庫補助の対象にならない小規模な整備は、この事業とは別に県単独事業として実施しておりますが、本年度からは0.5ヘクタール以上という面積要件を廃止いたしまして、集落の合意によるきめ細かな整備を支援してまいります。

むらづくり課は以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。

63ページをお願いいたします。

まず、上の段の協同農業普及事業は、農業

改良助長法に基づきまして、本庁及び地域振興局等に197名の普及職員を配置し、農業技術や経営指導のほか職員の資質向上、普及指導協力委員の活動促進等に取り組むものでございます。

下の段の普及活動ICT技術導入実証事業は、現場での活動が多い普及指導にICT技術、いわゆるタブレット端末を導入しまして、病虫害診断ですとか定期診断などの現地活動の迅速化、効率化等の効果を実証調査するものでございます。

64ページをお願いいたします。

上の段の病虫害発生予察事業は、植物防疫法に基づきまして、農作物の病虫害の発生動向を把握し、適切な防除と蔓延防止を図るものでございます。

下の段の農薬適正使用総合推進事業は、農薬の適正使用を助言します推進員を対象としました講習会の開催ですとか、生産段階の残留農薬の分析等を通じまして、農薬の適正使用と県産農産物の安全確保等に努めるものでございます。

65ページをお願いいたします。

くまもとグリーン農業総合推進事業でございます。

土づくりを基本に化学肥料や化学農薬を削減するなど、環境に優しい「くまもとグリーン農業」を県民運動として展開しております。グリーン農業に取り組む農業者、それから応援していただく消費者や販売店、ともに順調に増加はしておりますけれども、認知度はまだまだでございます。

このため、事業内容(2)に記載のとおり、技術の導入の支援等に加えまして、グリーン農業のマークが消費者まで届きますよう、表示にも力を入れていきたいと思っております。

農業技術課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。

資料は66ページからでございます。

まず、経営所得安定対策推進事業でございますが、これは戸別所得補償制度にかわりまして、本年度から実施されます国の経営所得安定対策につきまして、制度の普及推進を図るための経費でございます。

次に、67ページでございますが、生産総合事業でございますが、これは国の強い農業づくり交付金などを活用いたしまして、農業施設整備等に助成を行う事業でございます。

次のページをお願いいたします。資料68ページと69ページは、米の生産振興に対する事業でございます。

68ページは、くまもと米トップグレード総合推進事業ということで、全国に通用するトップグレードの米の産地育成や、アジア諸国への販路開拓に向けた取り組みを支援するものでございます。

69ページの熊本型産地再編販売力強化事業は、効率的な営農システムの構築を目指しまして、これまでの集落等の枠を超えた営農組織の再編などに取り組む地域に助成を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。70ページそれから71ページにつきましては、米粉用米の生産と米粉の普及推進を図る事業でございます。

70ページのくまもとの米粉総合推進事業は、米粉用の米の生産振興から米粉商品の販売促進までを支援しますとともに、米粉製造施設などの必要な施設の整備に対して助成を行うものでございます。

71ページの県産米粉パン産地消促進事業は、小中学校の学校給食におきまして、県産米粉パンの利用促進と普及定着を図るために、標準の小麦粉パンとの価格差を助成するものでございます。

72ページをお願いいたします。

くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事

業でございますが、これは家畜の飼料用としての米の産地づくりと利用を推進するために、作付の団地化や生産利用に必要な機械施設整備に助成を行いますとともに、生産物の認知度向上活動などを畜産課とともに行うものでございます。

73ページをお願いいたします。73ページそれから次の74ページにつきましては、球磨焼酎の原料として地元産の米の使用を促進するために、焼酎原料米の生産、供給、利用体制づくりを進める事業でございます。

73ページの球磨焼酎ブランド確立推進事業では、焼酎原料米と主食用米の価格差補填などを行うものでございます。

また、74ページの事業では、多収性品種の利用を促進するために、蔵元の皆さんにこの多収性品種を理解していただくとともに、利用促進を図るためのPR活動等を行うものでございます。

75ページをお願いいたします。

くまもと豊表価格安定対策事業でございますが、これは豊表価格の変動によるイグサ栽培農家への影響を緩和するために、豊表についての国の価格安定制度と連動いたしまして、補填率が平準化しますように県で補完を行うものでございます。

資料76ページをお願いいたします。

くまもと茶魅力発信支援事業でございますが、これは県産茶の認知度向上と消費拡大や販路拡大を図るため、県内や首都圏を初めとした県外でのPR活動、あるいは販売会への参加を支援するとともに、小学校や保育園などでお茶のサーバーを設置する場合に助成を行うものでございます。

農産課は以上でございます。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

77ページをお願いいたします。

まず、野菜価格安定対策事業でございます。

この事業は、事業対象予算につきまして、販売価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付するため、3のその他の(3)にございますとおり、負担割合によりまして資金を造成する事業でございます。

78ページをお願いいたします。

施設園芸緊急再生対策事業でございます。

この事業は、気象災害に強いハウス施設の整備、2層カーテン、ヒートポンプなどの省エネ施設の導入を補助する事業でございます。

続きまして、79ページでございます。

熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業でございます。

この事業は、温州ミカンとデコポンの2つの事業となっております。

まず、温州ミカンでは、表年・裏年の生産の変動を抑えるための摘果剤の散布、品質を上げるためのマルチシートの被覆に支援を行うものでございます。

また、デコポンでは、腐敗化を削減するための果皮強化剤の散布、鮮度保持資材を使った貯蔵に対し支援を行うものでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業でございます。

この事業は、くまもとブランドの産品づくりを進めるため、産地における品質管理体制の整備に支援を行うものでございます。ナシの「秋麗」、栗の「ぼろたん」、トルコギキョウのブランド化に取り組んでまいります。

81ページをお願いいたします。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業でございます。

この事業は、野菜、果樹・柿につきまして、品質と収量の向上、それからコストの削減に効果がある施設・機械、基盤整備などをきめ細かに支援する事業でございます。

82ページでございます。

木質バイオマス等エネルギー対策事業でございます。

この事業では、木質ペレット加温機の効率的な使用方法の検証、燃焼後の灰の効率的回収体制の整備及び有効活用に取り組んでまいります。

83ページをお願いいたします。

くまもとの花新たな情報発信推進事業でございます。

産地表示、情報発信など、県産花卉の認知度向上に向けた取り組みを支援するものでございます。

園芸課、以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

資料は84ページをお願いいたします。

くまもと酪農生産性向上対策支援事業でございます。

性別別受精卵及び性別別精液の利用を推進し、効率的な優良牝牛の生産によります生産性向上や生産コスト低減を図るものでございます。

次に、85ページをお願いいたします。

家畜保健衛生所施設整備事業でございます。

口蹄疫や鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病対策の中核的な病性鑑定施設でございます中央家畜保健衛生所におきまして、病性鑑定などを実施する際に、施設周辺へ病原体が漏れいしないようバイオセキュリティの確保が必要であることから、3年かけて施設整備を行うもので、本年度測量設計を行うものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業でございます。

この事業は、生産者の経営安定を図るためのものでございます。肉用牛、豚肉、鶏卵の価格変動によって生産者の損失が生じた場合、国・県・生産者が拠出した資金から損失

の一部を補填するものでございます。

次に、87ページをお願いいたします。

「くまもとの牛」首都圏市場開拓支援事業でございます。

本県から首都圏への県産牛の定時・定量の出荷がなされていなかったので、首都圏への出荷ルート確立のため、東京市場等への生体及び部分肉などの出荷に要する輸送費の一部を助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

88ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等につきましては、現在、川辺川地区、大野川上流地区、直轄海岸保全事業の玉名横島地区の3地区が実施中でございます。川辺川地区と大野川上流地区につきましては、その他報告事項にて報告いたします。

89ページです。

農業農村整備調査計画費でございます。

将来、県営土地改良事業として整備が必要な地区につきましては、地域調査の実施、整備構想の検討、事業計画の策定を行うものです。

事業内容の(5)にありますように、平成23年度より施設ごとに策定した機能保全計画をもとに、市町村の状況等を踏まえた地域保全計画を作成することとしております。

90ページをごらんください。

農業農村整備推進交付金でございます。

市町村や土地改良区が実施する団体営事業において、市町村の自主性・裁量性を発揮しやすい仕組みを実現するため、補助事業を整理統合し、市町村の推進計画に基づき交付金として支援するものでございます。

農村計画課は以上でございます。

○緒方技術管理課長 技術管理課でございます。

す。

91ページをお願いします。

新規事業の農地情報共有化促進事業でございます。

これは、農地の集積や耕作放棄地の解消について、県・市町村・農業団体が保有します農地情報を共有しながら連携して取り組むために、関係機関が保有する農地情報を登録しまして、この情報を活用して施策の検討・立案に利用しようというシステムを開発するものです。

さらに、このシステムによりまして、業務に必要な帳票や図面などが作成されますので、事務の軽減にも役立つものと考えています。

事業期間は、本年度から26年度の2カ年を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小柳農地整備課長 農地整備課でございます。

資料の92ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業でございます。

農業生産の基礎となります水利条件の整備を行い、水利用の安定と合理化及び水田の汎用化を図るものです。

農業用排水施設や水田の汎用化を図るための排水機場等の新設または改修、県営事業等により造成された用水路等の基幹的施設の補修など、下井手地区ほか19地区を実施することとしております。

次に、93ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業でございます。

水田の区画整理や用排水路、農道等の生産基盤整備とあわせて、農地の集積に向けてソフト事業を一体的に実施することで、生産性の高い農業構造の実現を図るものです。担い手や農業生産法人等の育成及び農地集積に資

する基盤整備を、南尾迫地区ほか19地区で実施することとしております。

次に、94ページをお願いいたします。

団体営農業農村整備事業でございます。

市町村や土地改良区が事業主体となって実施する個々の団体や事業を、今回一つの事業に統合し、新規制度として実施するものです。

事業内容は、農業生産の効率化を図る基盤整備や、老朽化した農業水利施設の補修・更新に対して補助を行い農業経営の安定化を図るもので、原水地区ほか8地区を実施することとしております。

なお、県の負担割合が0%となっておりますが、括弧書きにありますように、先ほど農村計画課で説明がありました90ページの農業農村整備推進交付金で、別途県負担分を手当てすることとしております。

次に、95ページをお願いします。

農地防災事業です。

農用地及び農業用施設を自然災害から防護することで、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土及び環境の保全に資するものです。

ため池の改修や湛水被害を防止するための排水機場等の新設・改修など、清願寺地区ほか19地区で実施することとしております。

農地整備課は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

96ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これは森林経営計画の作成や施業の集約化に取り組む森林所有者等に対しまして、交付金を交付して支援を行うものです。

97ページをお願いいたします。

森林・林業再生人材育成事業でございますが、これは森林経営計画の認定を行う市町村職員の能力向上や、計画の策定を指導する准

フォレスターの育成のための研修を実施するものです。

続きまして、98ページをお願いいたします。

新規事業の持続的な森林経営の確立総合対策事業でございます。

これは、森林経営計画の作成や施業の集約化を進める上で大きな課題となります不在村者等への働きかけを強化するため、新たに市町村が中心となった協議会を組織いたしまして、この協議会が行う活動に対して支援するとともに、施業集約化に不可欠な既存路網の改良を支援するものです。

続きまして、99ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業でございます。

この事業は、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。所有者による管理が見込めない人工林を対象に行う強度の間伐に対して助成を行い、針広混交林化促進事業、あるいはシカ被害による適切な更新が見込められない林地への植林や、苗木代の一部を補助しますくまもと未来の森植林加速化緊急事業等を実施しております。

続きまして、101ページをお願いいたします。

間伐等森林整備促進対策事業でございます。

この事業は、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金からの繰入金により実施する事業でございます。集約化施業による間伐等の実施に対する助成を行うことによりまして、森林所有者の負担を軽減する事業でございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

この事業は、森林整備を推進するための中核的な事業でございます。植栽、下刈り、間伐等の造林・育林に対して補助を行う事業

です。

続きまして、103ページをお願いいたします。

新規事業の森林経営計画実行促進事業でございます。

これは、森林経営計画に基づいて行う森林環境保全整備事業について、補助のかさ上げを行うことによりまして、経営計画に基づく施業を推進するための事業でございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

県有林事業でございますけれども、この事業は、県有林の管理・運営を行うものでございまして、協会の管理、分収林契約、間伐等の森林整備を行う県有林整備事業、分収林の木の売り払い等を行う立木処分等を実施しております。

105ページをお願いいたします。

林業公社事業でございますが、この事業は、熊本県林業公社に対しまして事業運営費の貸し付け等を行う事業でございます。

林業公社の経営改善につきましては、分収割合の見直しや長伐化等が着実に実行されますよう、林業公社を引き続き支援・指導していくとともに、今年度から新たに負債山林の現地調査も行いまして、その結果を踏まえ契約改善による管理費用の軽減や公庫の繰り上げ償還を検討することとしております。

森林整備課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の106ページをお願いいたします。

林建連携雇用創出促進対策でございます。

これは、建設業等からの林業参入を支援いたしまして、中山間地域の雇用の創出等を図る事業でございます。

事業内容といたしましては、(1)の森林施業集約化活動等の助成や研修の実施、(2)の

建設機械に装着する林業機械の購入等の助成、(3)の作業道整備への助成を行うものがあります。

次の107ページをお願いいたします。

くまもと森林施業プランナー育成推進事業でございます。

林業の採算性向上に必要な森林施業の集約化を進めるため、その中核的な人材となります森林施業プランナーを育成するものであります。

(1)の森林施業プランナー認定の受験に必要な経費の助成、(2)の認定に向けた森林施業プランナーの育成研修を行ってまいります。

次の108ページをお願いいたします。

くまもと緑の新規就業促進対策事業でございます。

この事業は、国の緑の青年就業準備給付金を活用いたしまして、林業担い手の育成確保を図る事業であります。

(1)の林業就業希望者の就業前の長期研修の支援、(2)の就業希望者が安心して研修に専念できるよう、1人当たり年間150万円の給付を行うものでございます。

次の109ページをお願いいたします。

木質バイオマス等エネルギー対策事業でございます。

木材の有効活用と施設園芸の経営安定を図る事業でございます。

施設園芸における木質バイオマスの活用を推進いたしまして、燃焼灰も活用するくまもと型地域循環システムを構築するため、原料の木材の調達、木質ペレットの製造、配送への支援を行い、供給システムの確立を目指すものでございます。

次の110ページをお願いいたします。

くまもと地産地消の家づくり推進事業でございます。

これは、県産の木材や畳を提供し、県産品の魅力や地産地消の大切さの理解を深めてい

ただくことで、県産材の需要拡大を図るものでございます。

県産木材を一定割合以上を使った新築やリフォームをされる施主の方、また病院や介護施設など公共性の高い建物で、補助を受けずに建設される民間利用者の方に、県産木材を提供することといたしております。

次の111ページをお願いいたします。

くまもと県産木材輸出促進事業でございます。

県内の森林資源の利用拡大対策の一つといたしまして、中国など東アジア地域への輸出について、平成24年度に設置しました輸出促進協議会の中で、課題や可能性を整理しながら県産材の輸出拡大を図ることといたしております。

次の112ページをお願いいたします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策についてでございます。

これはシイタケ、タケノコなどの特用林産物の生産振興や需要の拡大を図るため、加工施設等の整備や竹林の整備の助成、販売促進のためのイベントの開催などを行うものでございます。また、緑化木の安定供給のための生分解性ポットの普及啓発への助成を行うことといたしております。

次の113ページをお願いいたします。

緑の産業再生プロジェクト促進事業でございます。

この事業は、国庫補助金により造成されました森林整備加速化・林業再生基金を活用いたしまして、素材生産の機械、製材加工施設、木質バイオマス・ボイラーなどの各種諸整備に取り組み、木材の安定供給等増産体制の整備を促進するものであります。

本年度は、高性能林業機械、製造加工施設など31件の整備などを実施することといたしております。

次の114ページをお願いいたします。

林道事業でございます。

林道は、林業経営の効率化や森林の総合利用、山村の生活環境の改善等を図るための基盤となる施設でございます。平成23年度までの整備状況では、目標の46%に達しておりません。

本年度は、下の表にありますように、県営林道、市町村営林道、それと林業専用道、合わせまして96路線の整備を計画いたしております。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の115ページをお願いします。

保安林整備事業でございます。

これは、台風等の気象災害や森林病虫害等の被害により、保安林機能が著しく低下した森林の機能回復を図るために、改植や本数調整伐等を行うものでございます。なお、県内には約10万ヘクタールの保安林が指定されております。

続きまして、資料116ページをお願いします。

治山事業でございます。

豪雨等で荒廃した溪流や山腹崩壊地の復旧や予防工事を行うものでございます。森林の公益的機能を高めるための森林整備等国庫補助及び交付金事業で実施してまいります。

117ページをお願いします。

治山激甚災害対策特別緊急事業でございます。

治山激甚災害対策特別緊急事業は、平成24年度熊本広域大水害により、緊急治山事業を実施した区域で引き続き集中的に復旧を行うものでございます。本年から3カ年間で事業を実施する予定でございます。

なお、熊本広域大水害の復旧につきましては、平成24年度事業として緊急治山75カ所を実施しております。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

資料の118ページをお願いいたします。

まず、熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業でございます。

これは、クマモト・オイスターを本県を代表する新たなくまもとブランドとして確立し、その養殖を新たな産業として育成するための新規事業でございます。

平成25年度は、養殖技術の指導、衛生管理体制の強化等に加え、種苗量産技術の開発や新たに中間育成施設の導入、種苗生産施設整備の検討を行うとともに、量産化に対応した販売戦略の構築に取り組んでまいります。

次に、119ページをお願いいたします。

くまもと安全・安心養殖魚づくり推進事業でございます。

この事業は、県内養殖魚の安全・安心を確保するため、医薬品の適正使用指導や残留検査を実施するとともに、適正養殖業者の認証制度への参加促進や制度のPR強化を行い、安全・安心な本県産養殖魚のブランド力向上を図るものでございます。

120ページをお願いいたします。

くまもと水産業の元気づくり事業でございます。

これは、生産量の減少や魚価の低迷、3年連続の赤潮発生等が、地域の経済や価値力の維持発展に大きな影響を与えていることから、水産業の元気づくりを通して地域の活性化を図ることを目的としております。

天草地域を主体に、売れる水産物づくりや水産業を活用した観光の創出のための事業を実施します。

次に、121ページをお願いいたします。

くまもとの魚流通支援事業でございます。

この事業は、PRイベントの開催や地魚マ

スターの活動支援により、くまもとの魚の認知度を向上させ販売力を強化するとともに、平成25年度は、新たに県外流通やアジア圏への輸出促進を図るため、県海水養殖漁協が行う商談や販売促進活動に対する支援を行います。

122ページをお願いいたします。

新しい漁村を担う人づくり事業でございます。

これは、漁業就業者の減少とともに漁村の活力が失われている中、次代の担い手確保や育成に取り組むため、技術指導や経営に関する指導を継続して行うほか、青年就業準備給付金制度を活用する上で必要な、新規就業希望者等への研修事業の実施体制を整備・拡充することにより、地域の漁業振興及び漁村の活性化を図るものでございます。

123ページをお願いいたします。

赤潮対策事業でございます。

この事業は、赤潮被害の防止を目的とし、県・市町・漁協・漁業者が連携して行う赤潮監視ネットワーク体制を充実させるとともに、海水養殖漁協が主体となって行う、赤潮初期発生時における駆除作業を支援するものでございます。

124ページをお願いいたします。

水産多面的機能発揮対策事業でございます。

これは、藻場・干潟が有する水産資源の保護・培養等の多面的な機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、環境改善や資源回復に資する漁業者の保全活動に対する支援を行うもので、新規事業でございます。

125ページをお願いいたします。

人口種苗によるアサリ資源回復技術開発事業でございます。

この事業も新規事業でございますが、フラプシーという海上での中間育成施設を活用した安定的な中間育成技術の開発と、育成後の種苗放流の実証による効果的な放流手法の技

術開発を行い、人口種苗の計画的放流を実施することで、アサリ資源の回復を図るものでございます。

126ページをお願いいたします。

ウナギ資源増殖対策事業でございます。

資源が低下しているウナギの増殖を図るために、生態や生息状況を把握するための調査や関係者の意識の醸成を図りウナギの資源管理を推進するもので、こちらも新規事業でございます。

次に、127ページをお願いいたします。

みんなで育てる豊かな海づくり事業でございます。

この事業は、種苗放流を行う栽培漁業と資源管理型漁業に関する事業を一体化し、総合的な体制により水産資源の持続的な利用を図り、また資源管理、漁業経営安定対策を推進することで、漁業経営の安定に資するものでございます。

主な事業としましては、資源管理や共同放流事業に対する補助、放流魚の種苗生産の委託費、資源管理、漁業経営安定対策を推進するための協議会費等となっております。

最後に、128ページをお願いいたします。

漁業取締船代船建造事業でございます。

これは、老朽化しております漁業取締船「ありあけ」にかわる後継船の建造を行うものです。

平成24年度から平成26年度までの3カ年の事業でございますが、平成24年度に設計委託を行い、平成25年度に建造に着手することとしております。

水産振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料は129ページをお願いします。

まず、水産生産基盤整備事業でございます。

本事業は、水産資源の維持・増大や水産物の生産機能の確保を図るために、浅海域における漁場、藻場・干潟等や、それらに関連する漁港施設の整備を行うものでございます。

本年度は、塩屋漁港で残土処理、護岸の整備を継続するとともに、御所浦漁港嵐口地区で防波堤の整備などを行います。

次に、130ページをお願いいたします。

水産流通基盤整備事業でございます。

本事業は、安全で安心な水産物の安定供給を図るため、水産物の生産・流通の拠点となる第3種漁港などにおいて、水産物の品質、衛生管理の向上及び陸揚げ・集出荷機能の強化等に資する漁港の整備を行うものでございます。

本年度は、牛深漁港の後浜地区におきまして、防風柵の整備や既存護岸の改良を行います。

次に、131ページをお願いいたします。

水産環境整備事業でございます。

本事業は、効用が低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、覆砂による底質改善や藻場造成等を行うものでございます。

本県のアサリの漁獲量は依然として厳しい状況下にあるものですから、干潟漁場の底質改善を継続して実施するために、引き続き有明海、八代海沿岸で覆砂を行ってまいります。

また、天草市五和町から苓北町地先におきまして、海藻の生育しやすい環境の創造を目的としまして、藻場造成を行う予定といたしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 全国豊かな海づくり大会推進課でございます。

資料132ページをお願いいたします。

全国豊かな海づくり大会開催事業でございます。

これは、今年度本県で開催いたします「第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～」を実施するための事業でございます。

事業内容の(1)につきましては、県の実行委員会へ負担金として支出して執行するものでございます。式典行事、放流行事、歓迎レセプション等の各会場の設営、関係者の輸送、大会の広報及び実行委員会の運営を行ってまいります。

事業内容の(2)につきましては、県事務局の事務費として執行する分でございます。

次に、大会の開催日程と場所につきましては、大会は10月26、27日の2日間の開催を予定しております。

主な大会行事につきましては、歓迎レセプションを、熊本市内で10月26日夕方から実施いたします。翌日27日には、式典行事を県立劇場、海上歓迎・放流行事をエコパーク水俣で開催いたします。同時に、熊本港と牛深漁港でも放流行事を実施する予定でございます。

関連行事につきましては、10月26日、27日の両日にわたりまして、熊本市の中心市街地で行うことといたしております。

全国豊かな海づくり大会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○前川収委員 部長の冒頭説明のつけ加えの中にありました、きのうきょうと新聞に随分大きく一面で出ておりました地元紙ですけれども、漁協の資格審査、組合員の資格審査の問題についてちょっとお尋ねしたいと思います。

協同組合については私も海にかかわりを持っておりまして、組合員の精神から言えば、やっぱり組合員の福祉の向上というのが、組

合の目的に大きく第一義的にあるわけでありまして、その組合員に資格があるかないかというのは、そもそも組合運営の根幹にかかわる問題でありまして、組合法に基づいて組合というのは設置されて、これは任意団体じゃないですね。

法によって設置されている、法によって認められている団体でありますから、もともと根幹の部分が問われているというふうに思っております。マスコミが取材で調べられたことなのか、もともと県がわかっていたことなのか私はそれはわかりませんが、いずれにしても5月中にもう一回調べることであろうと思いますが、その結果、仮に——仮の話は余りできないのかもしれませんが、報道が正しいということであれば相当な処置をしないと、それは法律違反のままで、県の今回の予算の中にも補助金等々が流れている実態があるわけありますから、そもそもその団体が資格がないという前提が、ある部分でそういった補助金が流れていくことそのものも、これは県のありようとしては問われていく。

団体の性格だけじゃなくて、その団体に対して県が、漁業振興という名目の中で、交付金が流れていくということそのものがまた問われていくと思いますので、そもそもわかっていて放置されてきたのか、それともマスコミが今回調べてわかったのか、その辺のところをまずお聞きしたいと思いますけれども、これは団体支援課長ですかね。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

委員がおっしゃられました、そもそも県は、新聞報道にあるとおり、資格審査が適正に行われていなかった事実を把握しておったのかというお尋ねだと思いますけれども、団体支援課におきましては、漁業協同組合に対しまして、漁協の規模にもよりますけれど

も、おおむね2年ないし3年に1度はそれぞれの組合に条例検査という形で入って、業務の運営でありますとか、財務の適正性でありますとか、そういったものを検査しております。

そういった中で、検査の大きな柱の一つとして、資格審査の適正な実施というのが入っております。残念ながら、一部の漁協において資格審査が適正に行われていなかったという事実があるのは事実でございます。それに対しましては、我々は検査後に文書指摘ということで改善の指摘をし、内容につきましては、漁協の理事会を踏まえた上で改善策を出すということで、指摘をしてきたところでございます。県としては、そういう資格審査を適正にしていない漁協が一部にあったという事実は把握してございました。

○前川収委員 組合には条例検査が入っていることは私もよく承知しております、私も受けている団体を代表している部分もございまして、こんなのがわからないままに過ぎているはずがないというふうに思っておりますから、条例検査で指摘があったと。指摘があつて、多分これは1回、2回じゃないと思いますね。毎回、毎回同様の指摘があつて、恐らく組合側は改善策を出さないと通らないわけですから、改善策を出してきた。

改善策を出したにもかかわらず現状が変わっていないということは、出された改善策は履行されていないということだと思っております。これ何回も条例検査に入って、何回も御指摘があつて、何回も自分は改善しますと言って改善してなかったというのは確信犯になってしまうわけです。知らなかったじゃ済まない世界になってしまっておりますから、これは実態をもう一回きちっと聞きながら、改善策を出したくせに改善しなかった理由も含めて、国で定めた法律に基づく、水産業協同組合法という法律に基づく案件でありますか

ら、指導監督という権限を持っている県として大きな覚悟を持って事に当たらないと——ほんならほかの組合だっていっぱいあるわけですよ。

俺たちだって——俺たちだってというのは、ほかの組合だって、適当にやっつけばいいじゃねえかという話になってしまって、いわゆる一般の会社と協同組合との違いというものが明確にあるわけですから、その辺の違いが出なくなってしまって、さらには漁業振興のために交付金が流れているという大前提から考えればゆゆしき問題であると思いますので、部長さん、その辺はしっかりやっていたかかないと、県の漁業振興の信用にかかわる問題だというふうに思っておりますので、これからだと思いますが、これまでその実態がわかっていて放置されてきたと。放置はしていないけど改善をしていない。ほぼ毎年のように条例検査入っているはずですから、入って改善策が出て、改善しますと言っておいて改善しなかった、翌年入ったらまた同じ状態だったということは、一般的にはちょっと許されないと考えられますけれども、それはどう対応されていたんですか、そのとき。

○山口団体支援課長 全く、委員がおっしゃられますとおり、確かに漁協から、いついつまでに適正化しますという漁協からの公文書を見て、では大丈夫なんだなと思ったということは、非常に反省すべき点があったと思っております。委員がおっしゃいますとおり、やはり法に基づく団体でございますので、公的な性格を持っております。

そういった意味で、今現在、3月から直接組合長のところに行って、資格審査も含めました今後の漁協の運営について今ちょうどヒアリングをやっておるところであります。9月中には全て終わりたいと思っております。これを踏まえまして、場合によっては水産業協同組合法に基づきます措置も踏まえまし

て、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

○前川収委員 やっぱり法に基づく前提という前提が、何とかなれ合いの中で崩れていくことはあり得ないと思っておりますし、またあつてはならないというふうに思っておりますので、そこはしっかりやっていただくようお願いいたします。部長、お願いします。

○梅本農林水産部長 ただいまの問題は、県のスタンスをまさに問われていると思っております。定款変更後3年経過しているわけでございますので、私自身も組合長と直接会ってきちっと指導していきたいと思っておりますし、あした水産担当の振興局の課長を集めることにしておりますので、法に基づく適正な措置を県としてきちっととっていくということを徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○村上寅美委員 関連。今、前川委員の質問の中で、県は熟知しとったと、指導もしてきたという話だったね。だから、わかりましたというて、していないことを書類としては提出をしとったということなの、出してなかったの、どっちですか。

○山口団体支援課長 検査後は必ず指導班がそこを徹底して指導しますので、全て改善……

○村上寅美委員 改善したという書類を出しとった……

○山口団体支援課長 改善しますということを含めまして出ております。

○村上寅美委員 改善しますという……。

○前川収委員 改善しますと言うとってしと

らぬわけ。

○村上寅美委員 では、改善しますということで指摘があった。改善しますということで、改善したかしないかのあれは出ていないんだね、1年間。

○山口団体支援課長 結果としてできてなかったと。

○村上寅美委員 手を抜いたことはしようがない。ただ、今、前川委員の話でもあったように、正直者がばか見るといふか、ルールに違反しているわけだからね。僕がさっき君から聞いて内容を知ったけど、出張って指導しますと言うけど、出張っても、文書でも指導したというんだろう、これまでの。指導してしていないわけだね。呼びつけろ、こっちに。部長室に呼びつけて、徹底して組合長を呼びつけてそれでせぬなら、それこそ法に基づいて本当にだめだ、そういうのは。徹底してもらいたいという要望をしとく。答弁は前川委員と一緒にいいから。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 西でございます。私も5年ぶりに農水委員会に帰ってきました、もともと農政職員ですから、来んでもいいんじゃないかという意見もありましたけども、実は午前中もTPP交渉に国が参加することを表明した中で、国の試算に基づいて県の試算をすると800余のマイナスが試算されているわけがあります。本当にこのような状況をつくってはいけないわけでありまして、梅本部長にこの暴風前といいますか、危機にさらされている農業熊本県を、どのように今から担っていきたいのか、その強い思いをぜひともこの場で聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○梅本農林水産部長 実は、私も4月に就任いたしました、この間ずっと農家を回っておりました。やはり農家からは、特に酪農とか畜産農家からは不安の声をたくさん聞きまして、例えば後継者に譲れないとか、銀行からローンも借りにくいとか、そういった切実な思いを聞いてまいりました。この思いをきちっと受けとめ、そして国にやはり農家の思いを、地方の思いを伝えることがまず私の役割だと感じております。

もう一つは、実は回りながら感じましたのは、非常に元気な、あるいは前向きな農林漁家がたくさんおられるということを感じました。これについてはこれからの対策、いろんな荒波がございますので、そういう農林漁家にだけそのリスクを負わせるのではなくて、県や市町村や国がみんな、それから1次産業だけでなく、いろんな産業が一緒になって支えていかないといけないと、そういう思いでございます。

政策の転換に当たりましては、今のような思いの中で具体化していくように心がけていきたいと感じております。

○西聖一委員 ありがとうございます。既に農家のほうを回って意見を聞いているということ聞きまして、本当にありがたく思っています。それをしてくれと今要望しようかなと思ったんですけども、一番いいところの農家を見るんじゃなくて、現場と一緒に頑張っている青壮年部長とか、青年農業者とか、これから後継者をどうしようかと思っている世代の方がたくさんいらっしゃるの、ぜひとも部長のほうから直接声をかけていただければありがたいし、私たちも議員として地域、地域においてそういう発信をしていかなければなりませんので、いろいろ情報を吸収しながら、これからまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○早田順一委員 少し関連してお尋ねしますが、TPPの問題で、蒲島知事は稼げる農業と言われております。それから、今国のほうでは、林田議員のほうが攻めの農業ということで、これから事業をいろいろ展開されていくんだろうというふうに思いますけども、そういった中で、具体的に日本の農産物を海外にこれから輸出を強化されていくんだろうというふうに思いますけども、その中で流通企画課のほうにお尋ねいたしますけども、今の県の農林水産物の輸出高が幾らぐらいなのか。

それから、今回継続事業それから新規事業でシンガポールへの職員の派遣とか、水産のほうの拡大、そういった新規事業もついておりますけども、今後どれぐらい目標を立てて海外輸出を考えられているのか、ちょっとお尋ねします。

○西山流通企画課長 お尋ねの、県の農林水産物の輸出状況でございますが、農林水、全部合わせて19億7,000万程度に、これは平成23年の数字でございますけれども、そのうち農産物につきましては1億8,900万ということでございます。国のレベルで申しますと、大体現在4,500億程度になっております。これは加工食品とか非常に大きゅうなっておりますけども、それを平成32年度までに1兆円に引き上げていこうということで、2倍強引き上げていくというようなことになっております。

熊本県としまして、先ほど御指摘のとおりシンガポールの事務所も設けておりますので、今までのパイプも太くしていきますが、さらに新しい国への進出というのを、アジア事務所ということで、アジア全域をターゲッ

トにしていきますけれども、順次開拓を進めてまいりたいというふうに思っております。

○早田順一委員 国のほうが倍増してやっっていくんだということで、県も合わせて倍ぐらいの目標を目指して頑張るといことだろうと思いますけども、シンガポールもあれですけど、上海あたりも、要は熊本県というのは後発隊ですよ、ほかの自治体が先に行って後発するということで、恐らくいろんな競争も出てくるかというふうに思いますけども、競争イコール連携もしっかりとっていく必要があるんだろうというふうに思っています、以前九州内の県で協力してできないかということ質問したこともあったんですけども、今はそういう段階じゃないということで知事が答弁されましたけども、そういう九州内だけでもしっかり連携をとって、ぜひ海外に進出をどんどんしていただきたいなというふうに思っております。

肝心なことは、生産者の方が手取りがふえることなんでしょうけども、その辺もあわせて取り組んでいただきたいと思います。

関連して、また個別になるんですけども、例えば牛肉の今輸出状況というのはどのようになっているんでしょうか。

○矢野畜産課長 ただいまお尋ねの牛肉の輸出でございますけども、平成23年度が約9トンぐらいの輸出でございます。行き先はほとんどが香港でございます。

それで、ただいま七城のほうで整備いたしました流通センターでございますけども、七城のほうの流通センターにおきましては、昨年タイとマカオに対しての牛の輸出、それから香港に対します豚の輸出について認定を受けてございます。

今、一番厳しいアメリカ、カナダに向けての認定の進められているところでございます。先ほど申しましたタイ、マカオの輸出に

つきましては、今輸出を始めた段階ということでございます。

○早田順一委員 いろいろ関係者の方から、県内で輸出ができないか、例えば鹿児島島の屠殺場とか、そっちを経由して出すとか、そういう話を聞いたもんですから、ぜひ熊本県でもしっかり認証を取っていただいて、生産者が出しやすい環境づくり、そういったものをぜひしっかりお手伝いをしていただきたいなというふうに思っております。

とにかく、TPPで関税が撤廃されたならば、生き残るのがA4、A5ランクだろうというふうに話も聞いておりますので、そのところだけはやっぱり日本人しかできない技術というか、そういうふうにも話を聞いておりますので、ぜひとも輸出拡大に向けて御努力をよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 要望ですか。

○早田順一委員 はい。

○前川収委員 TPPの話が出ましたので、TPPと関連しますけども、多分、今関税がどうなるかというのが、米も含めた物の値段が幾らになるかがよくわからない状況、もちろん現状維持というのが我々の願いでありますけども、そういう不安定な状況であることは事実だと思います。

ただ、知事がPQCという話をなさって、稼げる農業をという話をなさっていることはまことに的を射てて、今早田委員の話にもありましたけども、結局農家所得をどこまで上げることができるかが、後継者の問題も含めてすべての答えになるというふうに思っています。だから、そのPの部分になかなかわからないという状況ではあっても、知事の稼げる農業の答えを出さなきゃいけない時期に来ているんだと思うんです。

というのは何かといいますと、目標設定ですよ。目標が定まっていないのに何をやるかはわからないんです。つまり、農家所得をどこまで上げるということの目標設定をぜひやってもらいたい。難しいとは思いますが。しかも、それは今お話が出た畜産農家、これは畜産農家の中にもいろんな、繁殖から始まって育成肥育とある。畜のほうでもそうですね、酪農だってまた別です。養豚はまた別ですし、鶏はまた別という話があります。いわゆる農業のほうの耕種農業でも、平地の耕種農業と中山間の農業はやっぱり違います。そういった部分で、本当に多岐にわたっている、農業だけで見ても。

そういう状況の中で、一般的に目標とすべき農家所得はどのくらいあれば後継者が——後継者というのは何というか農家が、また農家の息子さんが農家を継いでいくあれ何といったかな、何とか後継というんだが、行政用語的にいうたじゃないですか。農家の御息子が農業を継ぐのは——親元就農、それが一番自然であって、今の農家にすべて親元就農があれば農家戸数は減らないんです、ずっとその維持ができていきます。

ただ残念なことに、この数字はよくいわれていますからみんな知っていると思いますけど、今の1種専業の平均の年齢が大体65歳からちょっと上。10年前はお幾つでしたかといいますと、平均年齢は55歳だったんですね。つまり10年間そのままスライドで農家の平均年齢が上がってきているということは、細かな動きはあったにしても、トータルではほとんど変化はあっていないという前提としか、数字的には言えないということです。

あと10年たったらどうなりますかという、今のまんまだったら75歳になるわけで、それが果たして産業として成り立っていくかという、成り立っていないですよ。だから、待たなしの状況になってきているので、TPPの問題があるうがなかるうが、農

業の問題というのは、これはやっぱりやらなきゃいけないぎりぎりの時期に来ている。

自民党農政の悪かったところも踏まえて私は言っているわけでありまして、それに何ができてこなかったかという、やっぱり目標設定が、1戸当たりの農家の所得はこのくらいまでは絶対守るといふ、それは生産の中で守るんですよ——守ると、そうすれば後継者も生きてくる。そのためには農地をどのくらい集約する必要があるのかとか、肥育であれば、どのくらいの頭数を飼って肥育してもらわなければいけないのかとか、そういった何かある程度の目標設定をやって、すべての農家を全部救うというのは、私は正直難しいと思っています。

それでも、ちゃんと農業が残っていくという形を、どうつくっていくかという目標設定を本来国がやるべきですけども、国がやらなからということ逃げないで、熊本型として米の耕種農家だったらこのくらい、肥育はこのくらい、酪農はこのくらいと、規模も含めてそういったものをちゃんと目標設定をして、その目標設定に向かって政策を組み立てていくということが必要だと思いますし、そのためにいろんな国の補助とか、そういったものはどんどん活用していくというようなことをやっていかなければならない時期に来ていると思っています。

PQCの話はよく聞きますけど、では目標はどこですかというのはまだ余り聞いたことがない、どこでも言われていないと思いますけども。例えば、3,000万年収があれば恐らく誰だって、息子だって、おら農業を継ぐばいたという話になって、その値段が幾らかというのも難しいかもしれないけど、一般論としたときに、平均所得というのはちゃんと目的設定をしていくことが必要な時期に来ているというふうに思いますけども、そういった取り組みをやられる気はないですか、難しいかもしれませんが。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

認定農業者と地域の組織を所管しております私のほうからお答えしたいと思います。

認定農業者制度につきましては、市町村ごとに計画は若干違っておりますけども、一般論といたしまして、農業所得が1経営体当たりおおむね750万円、法人経営についてはおおむね1,500万以上ということで、主たる従事者1人375万円、労働時間が1人当たり年間2,000時間程度という目標に沿った計画を掲げていただいているところでございます。

そういうことからしまして、県としては、1人当たり375万円というのを一つの目標にしているんだろうというふうに考えております。

○前川収委員 それが目標になって、そのためにはということで政策構築はできているということですか。だったら、効果が出ていないと言わざざるを得なくなるんですよ。

○渡辺生産局長 先ほど課長が申し上げましたとおり、一応600万とか800万とか低所得目標にあわせた経営累計ごとの、飼育だったならばこのくらいの規模が必要です、繁殖だったらこのくらい必要です、トマトだったらこういうことと一応試算で出してはおります。ただ、それが委員おっしゃられるとおり、本当に今の実情に合っているかということについては、再検討する必要があるのかなと思っています。

委員がおっしゃいますとおり、農家人口も高齢化しておりますし、そのほか周りの農業構造といいますか、それも変わってきておるかと思っておりますので、それは検討するに値すると考えています。

○前川収委員 私は、やっぱり外的要因がさ

まざまあるから難しいことはよくわかっていますけど、ぜひ目標は定めておってほしいと思っていますし、一つのモデルじゃないですけど、こういうやり方があるよねという話は、今熊本が日本一のたばこ生産地ですね。ここはやっぱり生産量は減っているんですね。総体的には右肩下がりですから、たばこ吸う人が減っているから、全体には斜陽ですよ。しかし、1戸当たりの所得を守るため反収を守って、そしてその1戸がちゃんとたばこで飯が食っていけるいうところだけは、やっぱりきちっとやっていますね。

それは多分、100%契約栽培という部分の利点がきちっと生まれてきているんだろうと思いますけど、もう淘汰すべきは淘汰すべき。集約化戦術ということはそういうことで、全部を一緒にやっっていこうといったら、それは無理ですよ。

そこはやっぱり行政がある程度、指導とまでは言わなくても、勇気を持って言わざるを得ないところがあって、そういった目標数値をしっかりと守っていくというか、それを担っていくような政策にしていけないと、ただ目標ですと言ったって実現できないと思いますので、その点まで突き詰めてぜひ考えてもらえればと思います。

○村上寅美委員 いいですか。お二人の質問の関連になりますけど、1つは、畜産課長、19億とか上質の肉を輸出していると。採算は合っているのか、現在。そこまでわかっている、採算は。

○矢野畜産課長 まだ始めたばかりでございまして、ちょっとそこら辺の数字的なものについては詰めてございません。

○村上寅美委員 俺は畜産のことは知らぬけど、今輸出、輸出と言っているから、確かに輸出は攻勢をかけなくてはいけないけど、ほ

とんど赤字なんです、ほとんど。それは県は知っているのか。ほとんど追い銭を打ちよつたい、酪農から果樹から。ただ、将来の展望としてフリーになるという形では、ルートを開発しようというぐらいの規模で、経済連にしる果実連にしる、そういう思いでやっているわけ。だから、これを振興しようとするなら、そこに県が一工夫ありやせぬかなという気がするのが1点。

それから、もうちょっと九州で話し合っという話をしたけど、これは無理。これは無理ということと、ミカンをするなら日園連というのがあるわけだ、全農みたいに。そこがプールして、そこに申し入れをして、ロシアとか台湾に輸出をしているというのは政策だけど、うまくいってチャラですよ。チャラいけばいいのよ。要するに、ルート開発という懸案があるから、だからそこに県か国がもう一步そういう点を絞ってもらいたい、何か考えてもらいたいなというのが1点。

それから、今前川委員が話したとおりで、僕は代表質問でも言ったと思うけど、TPPなんか関係なく、日本農業は最低幾らと目標設定を立てて、これでは飯が食えるんだと、食料自給率は50%余りいくんだと言ったのも自民党だから、だから決して自民党——民主党はさまにならぬから、しかし自民党だっ大いに反省しなけりゃいけないんだよ。

だから、TPPがあろうとなかろうと、農で食えなきゃ国つぶれるぞ。50%まで持っていけないけないて、農は空気と一緒にだよ。空気と水と一緒にだよ。それくらい大切なもの。ところが、国の政策にのってしたら、残念ながら農林漁業という職種は国の政策にのらないことには、自己資金では県とか市町村ではどうすることもできないということはわかるけど、大体国がすること自体が間違うてしもうとる。

だから、そこはうちの知事はやっぱり熊本型という形を言われているから、今前川委員

が言うように、部長、思い切って拠点地域あたりも築いて——河内で豚とか牛を養えと言うたっちゃ、だれも養う者はおらぬとだけん。阿蘇でミカンつくれと言うたっちゃでけぬとだから。やっぱり地域性の特色を生かして、そして何かあれだけ知事が稼げると言われるんだから、やっぱり海べたの米はもうなかわけたい。これは菊池や阿蘇でないとね。

だから、その辺のところは、遊休地にするのか、例えば飼料米をつくるのか、いろんなことを研究してそして国に持っていけば、国が制度にのせてくれるわけ。もうそういう時代よ。だから、知事も熊本もうまくいっているじゃないか、小さかほうからちゃんど。

だから、そんなもんだから、一言あればどうぞ。なけりゃなかでいいけん。

○梅本農林水産部長 済みません。たくさん御提言いただきましてありがとうございます。

まず1点の所得を政策目標の頂点に置けという御指摘でございますけれども、これまで農地集積の目標とかそれぞれがございましたので大変難しい課題ですけれども、農業の形態にあわせた所得というのを考えまして、そしてそれを頂点に置いた政策体系というのをぜひ検討してみたいと思います。JAも昨年の農協大会でそういうことを出しましたので、それとも連動したいと思います。

輸出につきましては、実は県独自で、シンガポールと香港なんですけれども、常設展示場を県でセットしまして、そこにいつでも、どんな農家あるいは業者の方でも持って行って販売できるという、そういう体制を整えております。そういう場づくりとか、それからそこで売れ残ったもののリスクを少し軽減してやるとか、そういった政策を行っております。頑張ってまいります。

それから、村上委員からありました地域性

を生かした産地・団地形成ということについては、しっかり考えてまいります。よろしくお願いいたします。

○村上寅美委員 やりますと言わなりたい。

○西聖一委員 先ほど前川委員からも出ました所得目標、たしかこれ昭和63年以前だったんですけども、新農業技術運動ということで熊本県は率先して、あの当時は1,000万円目標でやっていた時代がありまして、その後幾つかの運動で流れていって、今ちょっと尻すぼみになっているところかと思えますけれども、そのとき活躍した皆さん、みんなちょうどここにいらっしゃいますので、(笑声)できるはずですから、ぜひとも部長の方針のもとで、何らかの対策会議の本部なりつくって取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○田代国広委員長 要望ですね。

○西聖一委員 はい。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 済みません。部長も一緒だったですけど、台湾と香港に私行かさせていただきますまして、非常に勉強させていただきました。くまモンの人気というのも実感させていただいて、くまモンの活用というのをもうちょっとやるべきかなというふうに思ったんですが、台湾は台湾である程度の何ですか、県知事も初めて行ったんですかね、2回目ですか。

○梅本農林水産部長 台湾は初めてです。

○吉永和世委員 台湾との連携というか、何かそういったことは非常に大事なかなというの

を実感したんですけども、そこら辺の連携強化というか、そこら辺もぜひ、もうちょっと知事も何回も足を運んでやるべきかなということを実感しました。

また、香港は香港で、行って、さっき牛肉の話出ましたけれども、佐賀県は香港に県事務所かなんかつくって、職員を派遣するという話もたしかあったような感じですけど、香港では佐賀牛というのが結構名前が通ってきているということで、やはり肝入れというんですか、どこをターゲットにして、この品物をどこまで——さっき目標設定というのがあったんですけど、どこまで売るとかのというのが、認知してもらうのかというのを、そこをはっきり持った中で人間も送り込まないと、あれもこれも何でもやれと言われてたって、なかなか難しいのかなというふうに思うんです。

今回、シンガポールに1名という形で派遣ということなんですけども、すごくエリアが広過ぎて、ましてやターゲットが一気に絞れていない、いろんなものもあれやらにやいかぬということで、できれば——シンガポールよりも香港、台湾のほうが非常に魅力があってというふうに思うんですけども、まして今の上海事務所にも人間派遣しているという状況ですので、はっきり言って中国で何やっているのかなというふうに、私今日中関係の中で思うんですけども、できれば上海事務所の間もそっちに派遣して、農林水産物に集中して動くという環境を逆につくったほうが、非常にいい結果が出るんじゃないかなというふうに行って思ったんです。

そこら辺は、上海事務所に何の目的で行っているかちょっと今思い出さないんですけども、農林水産物を特化して、2名体制ほんならそれでやるという形で、こっちで知事に交渉して派遣してもらって、そういうことをやったほうがいい結果が出るような感じがするので、そこら辺、部長ともそういう話はしてあ

るような感じなんですけど、今回そういうふうになっていなかったんであれなんですけど、その辺はどうですかね。

○梅本農林水産部長 委員と御一緒に出張させていただきまして、台湾につきましては、議連の先生方のおかげで、きっかけといいますか大きな窓口を設けることができましたので、今後交通政策それから観光政策、これと一緒に、農林水産物の売り込みというのを連携しながらやっていきたいと思っております。

それから、香港や上海について委員から御指摘がございました。実は、シンガポールに置きました人間は、昨年までこの委員会に来て課長答弁しておりました板東という職員を置いております。これまで長い間輸出業務に携わった即戦力の課長そのものを出したということで、シンガポールは拠点として、アジアのマーケットの窓口といいますか、大きないろんところが見えるということで置いておりますけれども、いろんな出張旅費などは潤沢にやりまして、いろんところに行きまして、その地域、地域であるニーズに適したものをちゃんと出せるようにということでこれから動かしていきます。そういう意味で、御期待に沿うだけの働きをしていきたいと考えております。

また、上海の事務所との連携につきましては、おっしゃるように経済活動がなかなか苦戦しておりますので、台湾とかシンガポールとか香港で活用したりすることを考えてまいりたいと思っております。

○吉永和世委員 その方向がいいと思います。上海は多分暇でしょう。今の状況だったら動いても動いてもしょうがないのかな、どうせ動くんだったら成果が出るところで精いっぱい動いてもらったほうがいいような感じがするので、そこら辺は思い切って変える必

要があるのかなというふうに思いますので、まあ暇というのは御無礼ですけどね、やっているでしょうけども、ただ結果が出にくいだろうというふうに思うので、結果が出やすいところで頑張っていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

○田代国広委員長 要望でいいですか。

○吉永和世委員 はい。

○田代国広委員長 ほかに。

○泉広幸委員 たしか農地集積の問題で、去年だったか県下20カ所が農地重点地区に指定をされました。今どういった状況なのか、うまいぐあいしているのかどうか、私たちも大いに期待をいたしております。やはり将来的にはその地区、地区で農地集積を図りながら営農組織を立ち上げ、そして地域の農業を守っていくためにはぜひ必要だと思っておりますので、現在の状況あたりをちょっと教えていただければなと思っております。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長でございます。

昨年度からスタートしました重点地区に指定しまして、県のほうの農地集積専門員が今入っております、重点地区もなかなか集まりにくかった、例えば集会とか話し合いも積極的にあっておるようでございます。

スタートしたのは昨年の場合補正予算で、正直言いまして10月ぐらいから始めたんですけれども、いわゆる農閑期の冬場にかけてまして、相当集積に向けて話し合いはあっております、年度末にちょっと聞きましたけれども相当結果は出つつあります。話し合いのほうは大体20地区とも終わります、もうちょっとしますと成果が出てくるかなというところでございます。ぼうっとしておきます

と、こういった話で大体4年、5年、6年ぐらいかかるそうなんですけども、それを加速化していくということで今手を入れておるところです。

つまり、この20カ所なんですけども、本年度一応22カ所ということで、ぜひ4カ所打ち合わせていただきまして、県内で一応90カ所程度頑張っていければと思っています。

そういった先鞭をつけた地区のリーダー格としまして、周辺地域でも一応進めていくというふうな、大きな意味での県民運動になればなということをねらっておるところです。

○泉広幸委員 ぜひ進めていただきたいと思っております。ただ、どこの地区も高齢化になって、やはり営農組織を立ち上げて、そしてそういう人たちを中心に農地を守っていく、そして将来的にはやはり法人化に向けてぜひ頑張っていただきたい。そうすると、地域に雇用も少しは生まれてくると思っておりますので、ぜひ積極的に進めてほしいなと思っております。よろしくをお願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、荻野農村計画課長、報告をお願いします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

お手元の資料「川辺川土地改良事業」と「大野川上流土地改良事業」につきまして御報告いたします。

川辺川土地改良事業につきましては、事業概要でございますが、球磨川北部の農地を対象として、かんがい、排水、農地造成及び区画整理を行うものでございます。

これまでの経緯でございますが、昭和58年に事業着手した後、平成8年に利水訴訟が起りました。平成15年に利水訴訟の国側の敗訴になっております。

平成15年、同じく県のほうでは既設導水路活用案に絞り込み、事前協議を実施しております。

平成20年には、当時の相良村長が事業への不参加を表明したこともありまして、事業休止となっております。

21年には、6市町村が既設導水路活用案に合意しましたが、平成24年1月、水利権に係る意見照会に相良村土地改良区が同意しなかったということで、6市町村長は既設導水路活用案による事業実施は不可能という認識を示しております。

このようなことを受けまして、平成24年4月に、国・県を含めました国営川辺川総合土地改良事業地区の行政連絡会を設置しております。

それで、昨年度は、24年10月から3月まで、農家の意向をさらに酌み取るということで、個別の施設整備計画を示しながら農家との意見交換を実施しまして、3月までに水需要の把握をしております。

最近の情勢でございますが、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴いまして、4月1日付で川辺川土地改良事業の連絡協議会が設立されております。

また、先日、4月3日の行政連絡会議におきましては、農家の水需要が把握されたことを受けまして、6市町村長は川辺川の農業基盤整備を一致協力して推進することとして、国に対して26年度の概算要求を要望しております。

現在、国のほうでは、26年概算要求につき

まして内部で検討していると聞いております。

次のページでございます。

県といたしましては、人吉・球磨地域の基幹産業であります農業の振興というのは非常に重要な課題であると認識しておりまして、今後行政連絡会議におきまして、国の方針と地元の意向を伺った上で、対応を検討していくことにしたいと考えております。

続きまして、大野川上流土地改良事業につきまして報告いたします。

大野川上流土地改良事業につきましては、産山村に大蘇ダムを建設し、阿蘇市、産山村、そして大分県の竹田市にまたがる農地に用水供給を行うものでございます。

主な経緯でございます。

昭和54年に事業着手し、大蘇ダムの建設に着手しましたが、平成17年2月の試験湛水におきまして、ダムの貯留水が地山に浸透するという浸透問題が起りました。

これを受けまして、農林水産省のほうで、平成22年から24年まで国の調査ということで、コンクリート吹きつけを行っております。

それで、24年11月に、国から関係の市町村長のほうに、調査結果を踏まえて本格的な浸透抑制対策を経て、25年度以降実施する旨の説明がありました。

本年2月に、追加の浸透抑制対策に係る熊本、大分の費用負担についての調整が図られました。

最近の情勢ですが、浸透抑制対策につきましては、追加の浸透抑制対策に係る地方負担につきましては大分県の負担として、熊本県のほうには負担を求めないということで調整が済んでおります。

その内容なんです、下の参考の上のほうを見てください。現況の大蘇ダムの能力につきましては、熊本側の農地約277ヘクタールに用水供給が可能であるという国のほうから

説明がありましたので、熊本県としてはこの現況の大蘇ダムの能力以上のものは求めないということとして、追加負担を行わないということにしております。

一方、大分県のほうにつきましては、参考の下のほうでございますが、計画どおりのダムの容量が必要だということで強く要望をされましたので、追加対策につきましては大分県が一応負担を受け入れるということで、議会のほうにも説明をされて了承を得ております。

4番の今後の進め方でございますが、熊本県の負担につきましては、25年度以降は維持管理等に係る負担のみということになっておりますので、この方針がきちっと守られるように、国の事業管理についても引き続き注視していくことにしたいと思っております。

以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○村上寅美委員 田崎市場の50周年で、200万か2,000万か、ありがとうございます。

ところで、これには全くあれしていないけど、昨年か一昨年から市場法で、中央卸売市場についての拠点市場ということが——これは担当は誰かな、拠点市場ということが進んでおりますけど、地方卸売市場は全く論外なんだな。全く場外。

ところが、熊本を考えた場合は、中央市場を、私は何回も要望したけど、県も市も国も受け付けなかった、場所も。だから、やむなく地方でやってそして大成功したわけだ、田崎が。今、日本一か二か、長野と両方、これ

は地方卸売市場として、中央市場以上のことをやっているんです。しかし、北九州は逆に中央卸売市場を売り上げ減で、少なくなったということで地方に振りかえたということもやっています。

ところが、熊本の場合、僕が言うのは、田崎市場は場所ですから、熊本地方卸売市場、総合市場ですけどね、これは九州で2番なんです。福岡市に次いで2番の市場なんです。北九州の鮮魚は地方市場に降格したから、しかし青果は中央卸売市場ですけど、それで北九州の青果より熊本の青果のほうが取り扱いは多いんです。

福岡市が1番、2番は地方卸売市場の熊本なんです。青果も鮮魚も九州で2番なんです。それで、地方市場だからといって、地方市場は論外にしとるわけ。これは動きます。動きますけど、ぜひ熊本県としてのスタンスとして、やっぱり地方卸売市場も加味すべきだということを大いに言っていただきたいし、だとするなら特例で、長野と熊本はそれだけの価値観とあれがあるんだからというようなことも含めて、誰ですか課長は、西山君か、大丈夫か。頼むぞ。

そういうことを、中央のほうにはアクションを起こしていますから、それで県からも強くその辺は要望をしておきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 要望でいいですか。

○村上寅美委員 はい。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、これをもって本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会します。

午後5時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長